

令和4年度 監督処分一覧表

業者名	所在地	処分区分	処分日(営業停止期間)	処分の原因となった事実
株式会社竹添工務店	南さつま市	指示処分 (改善・再発防止)	R04年11月10日 (~)	株式会社竹添工務店は、民間工事において、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める「軽微な建設工事の範囲」を超えて、下請契約を締結した。 このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。 根拠法令 建設業法第28条第1項(第6号)
有限会社下木原建設	枕崎市	営業停止処分	R04年09月12日 R4.9.28 ~ R4.9.30 (3日間)	有限会社下木原建設の元代表取締役は、その業務に関し、法定の除外事由がないのに、令和3年9月7日、鹿児島県枕崎市大字枕崎9260番所在の土地において、同社の事業活動(解体工事)に伴って発生した木くず(焼却残渣物約1.6トン)を焼却したとして、令和3年12月23日、加世田簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑の略式命令を受け、令和4年1月8日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。 根拠法令 建設業法第28条第1項第3号
株式会社朝日技建	鹿児島市	取消処分	R04年05月16日 (~)	株式会社朝日技建及び同社取締役は、令和元年10月25日から同月28日までの間、同社が雇用する労働者3名を建設作業員として、別の建設業者に派遣し、労働者派遣禁止業務について労働者派遣業務を行ったとして、令和4年3月31日に鹿児島簡易裁判所において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反により、罰金刑の略式命令を受け、同年4月16日及び同月19日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。 根拠法令 建設業法第29条第1項第2号